

令和4年12月7日

各所属長殿

生活安全部長

市町村等からの迷い人に係る資料の公開要請に対する対応要領について（通達）

生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）については、保護実施機関である市町村等と連携してその身元の確認に努めているところ、当該市町村等から迷い人に係る資料の公開要請があった場合の対応要領について、下記のとおり示すことから、周知徹底を図られたい。

なお、生活安全部長通達「市町村等からの迷い人に係る資料の公開要請に対する対応について」（令和2年12月3日付け人少255ほか）は廃止する。

記

1 資料の公開

迷い人の身元が一定期間（おおむね1か月から3か月程度）経過しても判明しない場合、市町村等からの要請に基づき、迷い人に係る資料の公開に協力するものとする。

2 対応要領

別添「市町村等からの迷い人に係る資料の公開要請に対する対応要領」のとおり

主管課：人身安全・少年課（人身安全対策係）

市町村等からの迷い人に係る資料の公開要請に対する対応要領

1 対応要領

市町村等から迷い人に係る資料の公開要請を受けた場合は、公開に資する写真を付した資料（以下「身元不明迷い人台帳」という。）を警察署及び警察本部に備え付けるとともに、他の都道府県警察へ提供して行方不明者届の届出人等による閲覧に供するものとする。

(1) 公開の要請ができる者

- ア 市町村
- イ 迷い人を現に監護している者（施設）
- ウ 迷い人の後見人等

(2) 公開要請の受理

身元不明迷い人台帳の公開要請があった場合は、市町村等の要請者から資料公開要請書（様式第1号）を徴し、文書上明確にしておくこと。

(3) 身元不明迷い人台帳の作成依頼

資料の掲載内容は市町村等の公開事項によるが、写真、氏名・年齢につながる情報、特徴・服装、発見された状況、連絡先、閲覧対象等を掲載することが望ましいことから、公開要請しようとする者に対しては、長野県健康福祉部を通じて各市町村に配布してある身元不明迷い人台帳（様式第2号）を活用して作成することを教示すること。ただし、様式2号による身元不明迷い人台帳でなければ、受理しないものではない。

(4) 主管課への報告及び備え付けの要請

ア 市町村等から身元不明迷い人台帳備え付けの要請を受けた警察署長は、備え付けを希望する警察署を確認し、人身安全・少年課（以下「主管課」という。）行方不明担当に電話で通知するとともに、同担当宛に身元不明迷い人台帳をメールで送付し、資料公開要請書（様式第1号）の写しを主管課へFAX等で送付して備え付けの要請をすること。

イ 受理警察署から備え付けなどの要請を受けた主管課は、備え付け希望のあった警察署に対して、身元不明迷い人台帳の備え付け及び閲覧要請を行うこと。

(5) 身元不明迷い人台帳の備え付け及び閲覧

主管課から備え付け及び閲覧要請のあった身元不明迷い人台帳は、当該備え付け期間中、主管課及び資料備え付け先の警察署において簿冊等に備え付け、閲覧に供すること。

(6) 備え付けの解除

ア 当該迷い人の身元判明、保護施設等からの退去、死亡等の理由により、身元不明迷い人台帳を備え付ける必要がなくなった場合は、市町村等の要請者から

資料公開解除要請書（様式第3号）を受理し、文書上明確にしておくこと。

イ 市町村等の要請者から資料公開解除要請書を受理した場合は、主管課へ電話で解除要請を行うとともに、資料公開解除要請書の写しを主管課へFAX送信して解除の要請をすること。

ウ 受理警察署から解除要請を受けた主管課は、備え付けを要請した警察署に対して、身元不明迷い人台帳備え付けの削除要請を行うこと。

エ 主管課から解除要請を受けた警察署は、速やかに簿冊から当該身元不明迷い人台帳を削除すること。

(7) 他都道府県警察への備付・解除要請

身元不明迷い人台帳の備付要請及び解除要請を行う場合は、警察署の要請を受けた主管課が、他都道府県警察本部の主管課に対して行うこと。

2 留意事項

(1) 要請に基づいた公開

個人情報保護の観点から、保護実施機関である市町村等の判断とその措置に基づくことが求められるため、市町村等からの要請がない場合は、警察で身元不明迷い人台帳を公開することはできないので誤りのないようにすること。

(2) 備え付け期間

市町村等による公開期間に準拠するものであることから、市町村等と協議すること。

(3) 閲覧対象

市町村等の意向に基づく公開先であることが求められるので、市町村等と協議すること。

（例：閲覧対象を行方不明者届の届出人及びその親族に限るなど。）

(4) 市町村名等の記載

身元不明迷い人台帳は、閲覧者と市町村等とのトラブルを防止するため、市町村等の担当者に対し、地籍名、警察署名等、市町村が容易に推測できる事項を記載しないよう指導すること。